

きらくの郷城北デイサービス(延長宿泊サービス運営規定)

[指定通所介護の運営規程]

(事業の目的)

第1条 ちえのわ福祉会株式会社が開設する「きらくの郷城北デイサービス」(以下「事業所」という。)が行う指定通所介護(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び介護職員(以下「生活相談員等」という。)が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定通所介護の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 きらくの郷城北デイサービス
- ② 所在地 盛岡市みたけ3丁目23番36号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 従業者
生活相談員 1名以上
介護職員 3名以上
看護職 1名以上
機能訓練指導員 1名(看護職)
従業者は、指定通所介護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。(年末年始は 12/30～1/2 を休業とします、但し、利用者の要望で営業する場合もある)
- ② 営業時間 8:30 から 17:30 までとする。
- ③ サービス提供時間 9:30 から 15:30 までとする。

(利用定員)

第6条 事業の利用定員は次のとおりとする。

1 単位 定員 25 人 (6h以上～7h未満)

(通常規模型通所介護費 ・ 平成 30 年4月～介護保険法改訂施行)

コード 15-2346	6h 以上～7h 未満	要介護1	584 単位/回
15-2347		要介護2	689 単位/回
15-2348		要介護3	796 単位/回
15-2349		要介護4	901 単位/回
15-2350		要介護5	1008 単位/回

(事業の内容及び利用料等)

第7条 事業の内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める額または、各保険者が定める第1号事業基準額とし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、その1割または

2 割の額または3割の額とする。

① 食事の提供

② 入浴(一般浴)

④ 日常生活動作の機能訓練

④ 健康チェック

⑤ 送迎

⑥ アクティビティ(介護予防)

2 利用者の希望によりサービス提供時間を超えて行った通所介護の費用は、30分あたり 500 円を徴収する。

3 昼食費は、1食/600円を徴収し、他に希望する方は習字教室 回/500円・ 工作材料費500円実費負担とします。

4 おむつ、パット使用者は原則持参でお願いします。

5 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、確認の上、実費を徴収する。

(緊急時等における対応方法)

第8条 生活相談員等は、事業の提供中に、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない

(非常災害対策)

第9条 事業の提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講じる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の措置をとる。

2 非常災害に備え、定期的に避難訓練等を行う。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、盛岡市、滝沢市の区域とする。

2 通常の事業の実施地域を越えて行う指定通所介護に要した送迎の費用は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、1キロメートルあたり 25 円徴収する。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第11条 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。

② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(その他運営についての留意事項)

第12条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

② 採用時研修 採用後 3カ月以内

⑤ 継続研修 年 3回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項はちえのわ福祉会株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(延長宿泊サービス)

第13条 指定通所介護事業所の設備を利用した夜間、深夜の宿泊サービスは、宿泊希望により営業時間外に利用者に対し、排泄、食事、日常生活上の見守り、介護など、介護保険給付サービス以外の提供を行う。

2 宿泊場所は指定通所介護事業所内の機能訓練室の一部を仕切り戸で個室化し、介護保険外の自主事業として提供する

(利用者の権利擁護、虐待の発生防止)

第 14 条 事業所は利用者の権利擁護、虐待の発生防止するための次のような措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催すると共に、その結果について従業員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止及び身体拘束のための指針の整備。
- (3) 虐待を防止するため及び身体拘束等の適正化のための定期的な研修の実施。
- (4) 成年後見制度の利用促進
- (5) 苦情解決体制の整備
- (6) 前 5 項に掲げる措置を適切に実施するための責任者の設置

2 事業所はサービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見したときは、事実を確認の上、速やかに管理者に連絡し対応の判断を仰ぐと共に、市町村への通報の有無を仰ぐものとする。

附 則

- この規定は、令和 2 年 11 月 1 日から施行する。
この規定は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。
この規定は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。
この規定は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。
この規定は、令和 4 年 3 月 21 日から施行する。
この規定は、令和 4 年 8 月 1 日から施行する。
この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。